

令和3年8月臨時会
商工建設常任委員会会議録
令和3年8月25日

場 所 第5委員会室

令和3年8月25日(水曜日)

午前10時30分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

議員	重松幸次郎
----	-------

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
企業立地推進局長	山下弘
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
経営金融支援室長	海野由憲
雇用労働政策課長	児玉洋一
観光推進課長	飯塚実
オールみやざき営業課長	吉田秀樹

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田辺幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、今回は、議案第1号について説明を受けた後に質疑を行い、その後に報告第2号に移り、また説明と質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には大変お忙しい中、この補正予算の御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、本県では新型コロナウイルス感染症の第5波を受けまして、県独自の緊急事態宣言を発令し、県民、事業者の方々に大きな御負担をおかけしているところでございますけれども、御案内のとおり、本県にまん延防止等重点措置が適用されることが確実な状況となっております。本で行われます国の対策本部会議におきまして正式に決定される予定となっておりますが、今回の補正予算は、本県でまん延防止等重点措置地域が設定された場合等の対策を講じるための予算措置をお願いするものでございます。

あわせて、県独自の緊急事態宣言により

まして、県全域で外出自粛等をお願いしていることを踏まえ、経済的影響を受けている事業所に広く支給をします県内事業者緊急支援金に係る予算を今月13日に専決処分をさせていただきましたので、今回その御報告をさせていただきましたと考えております。

座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)」でございますが、商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額607億1,742万6,000円に補正額1億5,291万4,000円を増額いたしまして、補正後の額が608億7,034万円となっております。

2ページでございますけれども、課ごと、予算ごとの金額を掲載させていただいております。

6ページをお開きください。

報告承認事項の概要についてでございます。

報告第2号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)」でございますけれども、商工政策課の県内事業者緊急支援事業、9億9,433万8,000円を8月13日に専決処分したものでございます。

個別の事業につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、どうぞよろしく御願いいたします。

○児玉商工政策課長 商工政策課です。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)」について御説明いたします。

お手元の令和3年度8月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、9ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計3,035万3,000円を増額補正をお願いするものであります。補正後の一般

会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、484億6,030万9,000円となります。

ページをめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

補正の内容ですが、(事項)地場企業振興対策事業費につきまして、説明欄1、飲食関連事業者等緊急支援事業をお願いするものです。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。恐れ入りますが、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

飲食関連事業者等緊急支援事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、飲食店等への営業時間短縮要請により、直接的に大きな影響があった事業者に対し、これまで飲食関連事業者等支援金を支給しておりますが、今後、現在は8月31日までが時短要請の期間となっておりますけれども、9月以降に時短要請が延長された場合においても、引き続き支給し、事業継続を支援するものであります。

2の事業の概要ですが、3,035万3,000円を増額補正をお願いしておりますが、この積算については後ほど御説明いたします。

補正後の予算額は、2億7,139万8,000円となります。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用したいと考えております。

(5)事業内容であります。支給対象者はこれまでと同様であり、支給額も1事業者当たり月額10万円であります。

3の事業の効果ですが、飲食店等の営業時間短縮により特に厳しい環境に置かれた飲食関連事業者等を下支えし、事業継続を図りたいと考えております。

3ページの下の方に事業のスキーム図を載せておりますが、これまでと同様となっております。

ます。

4ページを御覧ください。

4、これまでの支給実績と見込みの欄でございます。

この表は、これまでの飲食関連事業者等支援金の予算上の積算と、実際の支給実績及び現在支給事務をしているもの見込件数をお示ししております。今年1月から2月、第3波の際には7,250件分を見込んでおりました。

これは、この表には記載しておりませんが、昨年春、第1波の際に、75%以上の減収のあった事業者へ支給しました小規模事業者事業継続給付金が当初3,500件を想定していたものの、最終的には7,618件の申請をいただき、2度の補正増をお願いした経緯もあり、当時見込まれる最大限の見積りを行った結果でございます。

しかしながら、実際の支給件数は、表の上から3段目に記載のとおり917件にとどまっております。一番下に記載のとおり、6,333件の執行残が出ております。

要因として考えられますのは、第3波以降は、昼間の時間帯も含めた休業要請ではなく、夜間の時短要請であったこと。第1波の際と比較して、人の流れがそこまで激減していなかったことなどが考えられます。

今年の1、2月分につきましては、今年3月15日から年度を越して5月末まで受付を行ったため、全額、財源である令和2年度のコロナ臨時交付金を繰越しております。

そのため、6,000件余の執行残につきましては、国にも確認をいたしましたが、今年度の時短要請に起因する支援金に充当してはならないということであり、現状においては、大変申し訳ないことではございますが、残額として国にお返しせざるを得ない状況となっております。

このため県としましては、国に対して基金への積立要件の緩和など、何とか本県で財源を有効活用できる形にさせていただけないか、引き続き要望してまいります。

続いて、今回の補正額の考え方について御説明します。

表に記載してありますとおり、今年度に入り、4月、5月、6月分で予算を計上させていただきました。

それぞれ表の上から2番目のAの行のとおり支援件数を積算しておりますが、上から3番目のBの行のとおり、1、2月分及び4月分の実績が出ましたことから、その状況を踏まえ、現在支給事務を行っております5月分、6月分の見込みを立てております。その結果、太枠で囲っている件数を足して、合計1,565件分ほど予算に余裕があると見込んでいるところであります。

一方、表の下の米印のところですが、今後支給を行う8月分、また、仮に時短要請が9月に及んだ場合に必要となる件数としましては、1,840件を想定しております。

この1,840件から活用可能な1,565件を差し引きますと275件、2,750万円が不足いたします。この額に、支給に要する事務費と合わせまして、今回、3,035万3,000円の補正をお願いしているところでございます。

次に、5のまん延防止等重点措置の対象となった場合のところですが、国が支援する月次支援金は、本県のような、国によるまん延防止等重点措置等に先駆けて、県独自に時短要請をかけた場合には対象となりません。

県ではこれまで、ほかの同様の状況にある道府県と一緒に、国に対して月次支援金の対象とするよう要望を行ってきたところではございますが、実現には至りませんでした。このため、

県独自の支援策として、現在の飲食関連事業者等支援金を創設した経緯がございます。

なお、国の支援金のスキームは点線の四角囲みにありますとおり、前年または前々年同月の売上げから当該年度の月の該当する月の売上げを差し引いた額が支給されますが、法人は20万円、個人は10万円の上限がございます。

一方、県の支援金は、手続の簡素化や事業者の分かりやすさの面から、一律10万円の支給をさせていただいております。

今後、仮に本県の一部が重点措置地域となりますと、その地域での飲食店等の営業時間短縮に係る経済的影響については、国からこの月次支援金が支給されることとなります。その場合、国の支援金が申請できる事業者の方は、基本的には国の支援金を申請いただき、県の支援金との併給はしない方向で整理したいと考えておりますが、事業者によっては県の支援金のほうが有利な場合もありますので、事業者が有利なほうを選択できるようにしたいと考えております。

具体的には、一番下の想定されるケースのところを御覧ください。

一番左側、事例①の個人事業者Aは、2年前の8月の売上げが12万円、今年8月の売上げが5万円であった場合、国の支援金では支給額がその差額の7万円となりますが、県の支援金であれば10万円支給できますので、県の支援金を選択できるようにしたいと考えております。

真ん中の事例の②ですが、法人Bは、2年前の収入が30万円で、今年の収入が10万円ですので、差額が20万円になります。国の支援金の上限額が法人の場合は20万円になりますので、法人Bの場合は国の支援金を選択していただきたいと考えております。

最後に、事例③の個人事業者Cは、7万円だっ

た売上げが3万円に減少したケースであります。この場合、国の支援金では差額の4万円が支給されますけれども、県の支援金では、財源が限られる中、もともとの売上げが10万円以上あることを条件にしており、支給対象外となりますので、国の支援金を選択していただきたいと考えております。

以上、今後、まん延防止等重点措置の対象となった場合にはこのように運用したいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○吉田オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課からは、酒類販売事業者等緊急支援事業について御説明をさせていただきます。

お手元の令和3年度8月補正歳出予算説明資料のオールみやざき営業課のインデックス、13ページをお願いします。

オールみやざき営業課は、今回の8月補正額としまして、1億2,256万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、11億761万7,000円となります。

15ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)地場産業総合振興対策費の説明欄1のところ、新規事業、酒類販売事業者等緊急支援事業1億2,256万1,000円でありますけれども、内容につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明をいたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料5ページをお願いいたします。

1の事業の目的・背景でございます。

この事業は、国のまん延防止等重点措置が本県に適用されました場合に、飲食店等での酒類提供自粛要請によりまして、大きな影響を受けます酒類販売事業者等に対しまして、国の月次

支援金への上乗せ及び要件緩和により支援金を支給し、酒類販売事業者等の事業継続を可能とするものでございます。

2の事業の概要であります。

予算額は1億2,256万1,000円をお願いしたいと考えております。

財源は、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠及び事業者支援分の活用を予定しております。

(5) 事業内容であります。まん延防止等重点措置が本県に適用された場合、適用区域の飲食店等と取引を行っております酒類販売事業者等で売上減少額が50%以上となった場合、国から月次支援金が支給されることとなりますけれども、県におきましても、売上減少割合に応じた上限額の範囲で独自に上乗せを行うものでございます。

また、月次支援金におきましては、前年または前々年の同じ月と比較しまして、売上額が50%以上の減少となった事業者を支給対象としておりますけれども、県におきましては、売上減少額が30%以上減少した場合、あるいは重点措置の対象月及びその前の月の売上減少割合が二月連続で15%以上減少した場合に、法人は月に10万円、個人は5万円を限度に支給することとしまして、より広い事業者を対象に支給したいと考えております。

支給額につきましては、(5) ②の支給額(月額)と書かれた箇所になりますけれども、上限額の範囲内で、前年または前々年の売上減少額から月次支援金を控除した額を支給いたします。

支給金額の例を図の下に記載しておりますので御覧ください。

例えば2019年9月の売上げが100万円、今年度9月の売上げが40万円であった法人を例に取りますと、100万円から40万円を引きまして60万円

の減少額ですので、減少割合を60%と設定いたします。この場合、月次支援金が20万円支給されますので、差引き40万円が減少額となりますけれども、減少割合が60%の場合は、上限額が20万円となりますので、20万円が支給されるという計算となります。

最後に、3の事業効果でございますけれども、この事業によりまして、酒類販売事業者等の事業継続が図られるものと考えております。

オールみやざき営業課からの説明は以上です。

○日高委員長 議案第1号の説明が終了いたしました。

皆様から質疑はございませんでしょうか。

○二見委員 飲食関連事業者等緊急支援事業について、予算の積算と実績の差があったということで先ほど説明がありましたが、なぜそれだけの差が出たのかというところをもう一度お聞きしていいですか。

○児玉商工政策課長 昨年1月から4月、5月にかけてのコロナの第1波の際には、小規模事業者の事業継続を支援するための給付金ということで3,500者分を予算化したところでございましたが、実際は何度も補正のお願いをいたしまして、結果として、7,618者に支給をさせていただいたことがございます。

今年1月、2月に初めて時短の要請を行ったんですけれども、そのことを踏まえまして、7,250者ということで積算をさせていただいたところでございます。

ただ、結果として、実績が917件ということで、私どもの見積りよりも少ない結果になったことも踏まえまして、今回の8月、9月分の増額の予算につきましては、積算をもう一度し直したところでありました。ただ、結果として、1月、2月分について、予算上の積算よりも実績が少

なく、執行残がこのように生じているということについては大変申し訳なく感じております。

○二見委員 結果は結果で受け止めなければならぬでしょうけれども、お聞きしたかったのは、今回の見込みの出し方はどのようにされたのかということです。

○児玉商工政策課長 今回の見込みにつきましては、今年の1月から2月が県全域で917件でございますので、一月当たり920件で、8月と9月の二月分で1,840件分必要だろうと考えたところですが、もともとが、今年1、2月で917件ですので、それより少し余裕はあるのかなと思うんですけれども、ただ、経済的な影響が長期化していく中で、一月当たり920件ということで見積りをさせていただいたところがございます。

○二見委員 我々もいろんな業界の方から話を聞いていた中で、これだけ差が出るというのは意外な部分もあったんですけども、想定しているのが飲食店と取引のある業者の方々、そしてタクシー事業者と代行業者というところで、ここ辺の事業者については、かなり厳しい状況に置かれているというのは間違いないと思うんですよ。

でも、それ以外のところが数多く含まれてしまっていたのかなと見てとれたんですけれども、今回の917件というのが、どういう業界であったかという精査はされていらっしゃるんですか。

○児玉商工政策課長 その点については、私たちも分析を進めているところなんですけど、個人タクシーや代行運転などの、個人で事業をされていらっしゃるような方々が多く申請いただいております。さらに多いのは、飲食店等で接待に当たられる方で、そういった方々が個人事業者ということで、飲食店と契約を結んでいて、相当数占めているという状況でございます。ほか

には、お酒等を卸している酒販店からも申請はございました。

○二見委員 確認ですけれども、今回の8月、9月も同じようなところから上がってくるであろうという想定であるわけですね。

○児玉商工政策課長 今年の1月、2月の実績等を踏まえ、また最近の状況も踏まえまして、同じようなところから申請が上がってくるのかなと考えております。

○坂口委員 その仕組みはよく分かったんですけども、問題は、経営を支援するという目的のお金ですよ。申請者が極端に少なくなったということは、何とか経営がやっつけられるよということなのか、それとも条件のハードルや設定自体が現場に合っていない部分があって、やっぱり経営はますます苦しくなっているか、そこらはどんな具合に分析されていますか。

○児玉商工政策課長 この支援金を支給するに当たりましては、支援金を支給した上で、今後も事業継続をするという意思を示していただく必要がございます。ただ、実際、その後に事業を継続されているかどうかという確認まで全てできているものではございません。

余談ですけれども、身近なところの商工会とか、商工会議所等で受付等の支援していただいているので、その関係で、これをきっかけに加入されるというような方々も出てきています。

今委員がおっしゃった、これがさらに事業継続につながっているかという点につきましては、申請をいただいている方の名前を我々ずっと見ているところなんですけど、大体同じような方が続けて申請されていますので、継続されている方は継続されているんだと思います。

ただし、実際のところで、事業を中断されて、結果、この支援金の申請に至らないという方も

いる可能性はあると考えております。

○坂口委員 とにかく経営を何とかやっていきたいという経営継続のための支援と、もう一つ、いろんなことをお願いして、それに協力してくださいねというための財源の支援と、2通りあると思います。

この場合は、あくまでも何らかの形で生き残っていただくという趣旨だから、そのところを把握しながら、これで足らざるところあれば、協力金と支援金の枠の中での使い分けをしながらやっていかないと、申請できる状態からなくなってしまったということで申請者数が減ってくるんだったら、これは問題が大きいと思うんですよ。だから、そこを分析しながらやっていていただいたほうがいいかなと思います。

○児玉商工政策課長 まさに委員のおっしゃった視点というのは重要な点だと思っておりまして、私ども、商工会と商工会議所の御協力をかなりいただいております。これまで何度かにわたってこの支援をしてきている中で、実際、どういった支援が事業者にとって必要なのかを経営指導員の方たちなどから聞き取りを行っているところです。そういった聞き取りの内容を、今後、我々が事業を考えると時の内容に少しでも反映させていけるように頑張っていきたいと考えております。

○窪菌委員 恐らく、まん延防止等重点措置の指定を受けるということで、昨日、今日、ニュース等で出ているわけですが、こうなった場合に、支援の申請先が国と県に分かれると思うんですが、どうなるのでしょうか。

それともう一点は、このような実績の執行残について、どういった考え方なのか。二点お願いします。

○児玉商工政策課長 まず窓口なんですけれど

も、飲食関連事業者の支援金につきましては、現在も商工会議所と商工会に御協力をいただいております。私ども県の支援金につきましては、商工会議所と商工会に今後も御協力いただけないかということで相談をさせていただくように考えております。

あと、国の月次支援金というものが出てまいりました。国の月次支援金につきましては、最初に申請する際に、その事業者の確認をすることが必要になるんですけども、その確認をする機関というのは、今、それこそ私どもがお願いしている商工会議所と商工会です。ですから、最初にそういったところに事業者さんは御相談をしていただく必要がございます。

県は商工会や商工会議所の御協力をいただいて、いろいろ御相談等があれば、コールセンターを設置しておりますし、その辺のサポートをしていきますが、国は国でサポートセンターというものを設けており、国の月次支援金については、そのサポートセンターを御利用いただくこととなります。

私どもは、もともと国が認めてくれなかったもので、月次支援金に代わる県独自の取組ということで飲食関連事業者支援金という、飲食店と直接取引のある事業者を支援するための仕組みをつくったんですけども、月次支援金になると、少し幅広くなります。御説明しましたとおり、事業者によっては、どちらか選択したほうが有利な場合もあるものですから、今回、制度の周知のための広報の予算もお願いしているところでして、事業者に分かりやすく広報、周知を図ってまいりたいと考えております。

執行残の関係につきましては、今年の1月、2月の分は、繰越しをしております。これは、国に確認をしましたけれども、今年度、4月以

降いろいろ事業者に行っている支援の財源に充てることはできないと聞いております。

ですから、今年の1月、2月分で予算を取りまして、約15億円ほど繰越しさせていただいたところで、まだ補助金の額等で確定していない部分があるんですけれども、十数億は執行残が残るかと考えております。財政当局とも相談させていただきながら、県といたしましては、例えば基金に積み立てて、それを有効活用して、ほかの事業に充てられるようにできないかとか、そういった要望を国に対してはしているところなんですけれども、このままいきますと、1、2月分で繰越しさせていただいた予算につきましては、国にお返しをせざるを得ないという状況です。

一方、今年の4月以降の予算はまだ現在執行中のものでありますので、やりくりさせていただき、予算の執行状況を見ながら、用途についてはまだ検討することができるということになっております。

○窪菌委員 5ページの酒類販売事業者等緊急支援事業ですけれども、今までは売上げが50%以上減少という要件でしたが、今回、30%から50%減少という枠が別枠としてあるということでございます。売上減少割合が47~48%なんていう事業者がかなりあったと思うんですけれども、そういう今まで該当されなかった方がこういった枠で該当するようになったということは、ありがたいなと思っているところでございます。

そのような中で、これも恐らく商工会が窓口になると思うんですが、申込みの方法などがなるべく簡素化できないかなと思っているところなんですけれども、そういったものはどういふふうになっているんでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 酒類販売事業

者等の緊急支援でございますけれども、この要件緩和部分も含めまして、上乗せ分につきましては、月次支援金の上乗せと整合性を取る必要がございますので、どのような制度設計にするかは、これから考えさせていただきたいと思っております。委員御指摘のとおり、いろんな制度が並立していたり、分かりにくい部分もございますので、事務局をどちらにお願いするのか、県が直営とするのか。今、お話をさせていただいているのは、例えば酒販組合にお願いすることができないかとか、いろんなことを検討させていただいておりますけれども、きちんと広報をさせていただいて、なるべく簡素な申請で支給ができるようなやり方を検討してまいりたいと思っております。

○太田副委員長 国に対しては、残額を基金として使えるようにならないかというのは、自治体で財政運営をする人から見れば、もったいないなという思いと、当初はこれだけは要るぞという善意で見込んだわけだから、その辺を国も認めてもらって、いわゆる基金扱いなど、年度越えてもある程度柔軟な扱いをできるようになるといいなという思いがあります。

国がそれを堅く認めないというのは、もしかしたら過大に予算組みをして、そして基金として自治体が取っておくというような、予算組みのモラルハザードみたいなものを誘発してしまうという視点もあるのかなという感じもするものですから、その辺の信頼関係をうまく築きながら、柔軟に予算が使えるようにしていただきたいと思います。

国が悪いという意味じゃないんですが、国は国として、自治体が予算を組むときに、しっかり組んでほしいよというようなメッセージもあるのかなと思うんですけれど、モラルハザード

的なものが発生しやすくなってしまうのかなというふうにも考えていますので、その辺について、もし所感があればお伺いしたいと思います。

○児玉商工政策課長 大切なお金ですので、使う当てのないもののためにいたずらに残しておくというようなことは、そもそもあってはならないことだと思います。

その中で、今回は県としても初めての支援をさせていただく中で、積算が非常に難しかったところでした。しかも、1、2月分については、年度末にかけた作業の中での予算取りでございました。なので、もう少し期間の余裕があれば、途中での補正とか、そういったことも可能であったのかなと考えております。

私どもが基金の積立要件の緩和をぜひお願いできないかなと考えておりますのは、今後の事業者の支援をするに当たりまして、事業者がいろんな投資をするときには、中長期的な計画等に基づいて投資計画なんかも練られるのかなと考えておりますので、そのときに県の支援が単年度なのか、それとも基金的な予算が確保されることによって複数年度の支援も可能になるのかというのは大きな選択肢の一つだと思います。

そのことも踏まえまして、当然目的等についてはしっかりしたものをつくらないといけないと思いますけれども、そういう中長期的にも支出ができるような性質の財源にさせていただけないかなというところで、引き続き財政当局とも相談しながら、国には要望してまいりたいと考えております。

○坂口委員 何度補正をやるか分からないというやり方で対処対処でやってきましたが、これはもともとが地方創生臨時交付金ですよ。そうすると、そこで緊急性があるものに支出した残りは、国が言うとおりに一旦返すべきだと思う

んです。そして、新たな課題に向けての財源確保を別行動でやらないと、これは二兎を追って一兎も得れないという、物すごいリスク背負っていますから、ここは財政方と慎重に協議していきながら、結果よしの選択をして、全国で、オールジャパンで取り組んでいかないと。

もったいないお金だけれども、これは国にとっては使わせてはいけないお金だと思うんです。これがまかり通ると、今後水増し予算というのが出てくる。国はそれを一番警戒するところだし、あってはならんことです。それよりも、次の第6次、7次の補正で新たなものをしっかり求めていくということも考え方の一つですので、財政方を中心に、しっかりと戦略を練ってやっていかれたほうがいいと思います。

○児玉商工政策課長 承知しました。そういった考え方の下に、財政当局と慎重に協議してまいりたいと考えています。

○有岡委員 現場の声としてお伝えしたいと思うんですが、コロナとの共存ということがこれからの課題になってくる中で、コロナとどうやって共存して事業に取り組めるのかということで、例えば地元にあります日機装が作っていらっしゃる、エアロピュアというコロナの活動を停止させる発光ダイオードといった機械もあります。

そういった前向きな投資——コロナとどのように共存して仕事ができるかという分野への支援も今後考えていっていただきたいというのがありましたので、ぜひ第6波に向けての次の対策として検討いただければありがたいと思っています。

○日高委員長 飲食関連事業者等緊急支援事業と8月補正でありました、どの企業でも50%以上売上が減少した場合に10万円が交付される県

内事業者緊急支援事業は、一緒に申請することは可能なのでしょうか。

○児玉商工政策課長 今回御説明しました国の月次支援金と県が独自に創設している飲食関連事業者等の支援金はどちらか有利なほうを選んでいただけるようにしたいと思っておりますが、この後御報告申し上げます、県内事業者緊急支援事業は併給が可能ということになります。

例えば飲食関連事業者で支援金をもらった方は、当然50%以上売上が落ちていますので、全事業者を対象とした県内事業者緊急支援事業の支援金10万円も受給できるので、合わせて20万円ということになります。

法人の事業者であれば、月次支援金のほうが上限が20万円と大きいので、月次支援金の20万円を受給していただいた上で、県で支援している10万円の分も一緒に受給していただくことができますので、合計30万円を受給することができますということになります。

○日高委員長 関連業者の方々から、飲食店に関しては1日当たり3万円から10万円で、大手については20万円と予算の大きさがかなり違うんじゃないですかという話もありますので、その辺りも説明をしっかりとさせていただきたいと思えます。

そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、報告第2号の説明を求めます。

○児玉商工政策課長 商工政策課です。

常任委員会資料の6ページを御覧ください。

報告承認事項、専決処分の承認について御説明いたします。

これは、8月13日に専決処分いたしました報告第2号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算

(第10号)」について承認をお願いするものです。

県内事業者緊急支援事業は、県独自の緊急事態宣言による行動要請により影響を受ける各事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給する事業で、今年5月9日に発令した緊急事態宣言に係る影響分については、5月臨時会において提案をさせていただき、議決をいただいたところでございますけれども、去る8月11日に再度の県独自の緊急事態宣言を発令したことに伴い、事業実施に必要な予算、9億9,433万8,000円を追加し、専決させていただいたものであります。

資料の7ページに、その内容について記載しております。3の事業の効果の下に図がございますが、こちらについても商工会、商工会議所等に御協力をいただいて支給事務に当たっていきたくと考えております。

○日高委員長 報告第2号の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 この県内事業者緊急支援事業について確認させてください。

県のホームページから頂いた資料で支給の対象者が、次の全てを満たすことということで、9つの項目があります。その9項目の中の3項目は、宮崎県内に本店または主たる事業所を有することとなっています。それで、具体的には、宮崎県民で都城市にお住まいの方が曾於市でおでん屋さんをしていて、その人はこの事業に該当するということだったんです。

しかし、改めて私がこの要綱を見たときに、宮崎県内に本店または主たる事業所を有することは、取り方によっては、その人は鹿児島県にお店を持っているから、それはあくまでも店であって、本店または主たる事業所は住んでいるところを見るというふうにも受け取れる。

しかし、逆に鹿児島県でお店していますから、それがいわゆる主たる事業所になるんじゃないかというのあって非常に曖昧です。

申請の手続を加勢してあげようと思ったんですけれども、県会議員が守らなきゃならんことを唆して守らずに申請したなんていうことになったら、えらいことが起こると思ひまして、その方も今回はやめましようと言われるもんだから、僕も自信がなくなりまして今は止めてありますけれども、担当課の方との電話でのやり取りでは申請できるということでした。

この3の宮崎県内に本店または主たる事業所を有することというのは、具体的にはどういうことかということを確認にしないとイケないと思ひます。私はこうやって皆さんに聞いたりすることができるけれども、一般のお店を持っている人が、これを見た感じでは、自分は対象にならないなと思ひて申請をされない人が出てくるんじゃないかなという心配をしています。これは、今回出されている報告第2号とも関連しますので、ここひとつ明確にしてほしいと思ひます。

○児玉商工政策課長 この件につきましては、何度か御相談をいただいております、一生懸命対応をさせていただいたところでございます。申請の要領ということで今御紹介があったところでございます。8月分の記載方法については、今そういった様々な状況がある方もいらっしゃるの、分かりやすい内容となるように、現在協議をしているところでございます。ありがとうございます。

○来住委員 例えば串間市の人が志布志市にお店を持っているとか、えびの市の人が湧水町にお店を持っているとか、都城市の人が曾於市に持っている、五ヶ瀬町の方が蘇陽町に持っている

とかという点では、そんなにたくさんはないと思うんですけれども、そこは何かしかりしてあげないと。その方は、鹿児島県の援助も全く受けられず、宮崎県の援助も何も受けられないと言われていましたので。

だから、このままじゃまずいんじゃないかなと。これは僕が動揺したぐらいですから。うちの前屋敷議員と2人で検討したときも、2人ともこれは引かかるといえないかとなりましたので、ここは明確にひとつ、改めてください。お願いします。

○児玉商工政策課長 個別にいろいろ御相談等がありましたときには、丁寧に対応させていただいているところでございます。個別事例に入るとあれなんですけれども、先ほどの鹿児島県の事例につきましては、当方から鹿児島県に確認を行いましたところ、鹿児島県で支給できると伺っております。

まさに委員がおっしゃったように、それぞれの事業者が置かれている状況によって分かりにくい点もあろうかと思ひますので、内容についてはまた協議してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○日高委員長 関連でございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午後0時59分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時0分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一